

忠岡町 立地適正化計画

令和3年(2021年)3月

忠岡町

ごあいさつ

立地適正化計画は、人口減少・高齢化社会においても、持続可能な都市経営を行うため、商業施設、行政施設などの生活利便施設や住居等の立地を集約し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によってこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現するための計画です。

また、令和2年9月に施行された改正都市再生特別措置法では、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図るため「防災指針」の記載が位置づけられました。

本町では、今後約20年間で概ね15%の人口減少とともに、令和22年では高齢化率も約37%に達することが見込まれています。

このような状況のもと、「忠岡町立地適正化計画」では持続的なまちの発展に向けて、新たな世代の定住・転入促進を図ることが重要であるとの考えから、本計画のターゲットを「子育て世代」に定めて、都市の空洞化や賑わいの減少を防ぐために、

「Ⅰ定住魅力の向上」

「Ⅱ拠点機能の強化」

「Ⅲ移動しやすい交通環境の確保」

を図っていくことを基本の方針として設定しております。

また、快適な生活環境の土台となる、安全・安心な居住環境の確保を図るため、本計画で「防災指針」において「人命を守ることを最優先」に防災的視点を取り入れたまちづくりの検討を実施致しました。

今後は、人口減少が進行する中、本町においてもまちの活力低下や、持続的な地域社会・経済活動維持への懸念とともに、大規模な自然災害による日常の安全・安心に対する意識の高まりなど、様々な課題が山積しています。

これらの課題を解決するためにも、本計画に基づいた様々な施策について、「スピード」「決断」「実行」をモットーに取組を推進し、持続可能な忠岡のまちづくりを進めて参ります。



終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました審議会及び策定委員の皆様、関係各位に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

忠岡町長 キヨシ 杉原 健士

序章 はじめに	
1	計画の背景及び目的 1
2	計画の位置付け 2
3	計画の対象区域 2
4	計画の目標年次 2
第1章 忠岡町の現状と課題	
1	都市の現状 3
2	上位計画の整理 45
3	住民意向の把握 48
4	都市構造上の課題 56
第2章 立地適正化の基本的な方針	
1	都市づくりの考え方 58
2	立地適正化のターゲット 58
3	立地適正化の基本的な方針 59
第3章 居住誘導区域	
1	居住誘導区域の基本的な考え方 60
2	居住誘導区域の設定の考え方 60
3	居住誘導区域の設定 62
第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設	
4-1 都市機能誘導区域	
1	都市機能誘導区域の基本的な考え方 70
2	都市機能誘導区域の設定 72
4-2 誘導施設	
1	誘導施設の基本的な考え方 73
2	誘導施設の設定 75
第5章 立地適正化に関する誘導施策	
1	居住誘導に関する施策 76
2	都市機能誘導に関する施策 76
3	公共交通に関する施策 77
4	公的不動産の活用 77

目次

第6章 届出制度

第7章 防災指針

1 忠岡町におけるハザード情報について.....	82
2 忠岡町の都市情報について.....	91
3 重ね合わせ分析.....	101
4 課題整理.....	119
5 取組方針.....	120
6 施策一覧.....	121

第8章 目標指標と進行管理

1 目標値と効果指標.....	125
2 進行管理.....	126

資料編

○ 立地適正化計画 策定経緯.....	127
---------------------	-----